

福岡県最低賃金額の改訂について

(問い合わせ先： 福岡労働局労働基準部賃金室)

— 福岡県最低賃金額改定のお知らせ —

福岡県最低賃金が次のとおり改定されます。

平成29年10月1日から

1時間789円(24円アップ)

雇う上でも、働く上でも、最低限のルール。
使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。

問合せ先 福岡労働局労働基準部 賃金室

☎ 092-411-4578 FAX 092-411-4875

ホームページアドレス <http://fukuoka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>